

報 告 第 28 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月10日提出

新居浜市長 石川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 1 2 号

損害賠償の額の決定について

印鑑の登録業務中の事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和2年8月24日

新居浜市長 石川 勝行

- 1 損害賠償の額 3万円
- 2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

令和2年8月3日午前11時頃、新居浜市役所（一宮町一丁目5番1号）において、印鑑の登録業務のために職員が預かった相手方の印鑑を印鑑登録原票に押印する際、当該印鑑を机に落下させ、損傷させた。